



違反対象物の公表制度

平成31年4月1日から始めました



違反対象物に係る公表制度について

建物を利用しようとする方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町（当組合構成町）の各役場のホームページで公表する制度です。

公表の対象となる防火対象物

各構成町のホテル、物品販売店舗などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反

消防法の規定に基づき必要となる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

公表までの流れ

立入検査の実施→立入検査結果の通知→公表する旨の通知→立入検査結果の通知をした日から14日を経過しても、なお公表の対象となる違反が認められる場合に公表します。

公表する内容

- ① 防火対象物(建物)の名称及び所在地
- ② 違反の内容
- ③ その他消防長が必要と認める事項

建物関係者の皆様へ

重大な消防法令違反の多くは、用途変更、増改築、建物同士の接続などです。これらの工事等を計画されている場合には必ず事前に南空知消防組合由仁支署予防係、までご相談ください。

電話番号 0123-83-2388